

## 改正フロン法（フロン排出抑制法）に関するお知らせ

「フロン回収・破壊法」が改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」が2015年4月1日より施行されたことにより、フロン類を使用した業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）の管理者様（ユーザ様）にも点検が義務化されました。

当社が販売した製品に使用されている、チラー、冷凍式ドライヤ搭載のコンプレッサ等の中にはフロン類を使用した製品がございます。これらは第一種特定製品に該当し、ご使用になられているお客様に、点検の義務が生じます。

第一種特定製品に該当する製品をご使用になられている間は、3ヶ月に1回以上の目視による簡易点検を実施し、その点検記録を廃棄時まで保管しなければなりません。簡易点検の方法など、該当製品の詳しい情報に関しては、該当品のメーカーへお問い合わせいただきますようお願い致します。

ご不明な点につきましては、弊社の営業担当まで直接お問い合わせください。

以下に「フロン排出抑制法」に関する情報サイトをご案内させていただきます。

### 【環境省】

[http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei\\_h27/index.html](http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html)

### 【東京都環境局】

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/safety/cfc/index.html>